

福祉避難所における人的支援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、伊達市（以下「甲」という。）と、指定訪問介護事業所「かあさん」（以下「乙」という。）が、災害発生時の福祉避難所において、要援護者が支障なく避難生活を送ることが出来るよう、介護職員や相談員など必要な人員を支援するために必要な事項を定めるものとする。

(介護職員等の派遣要請)

第2条 甲は、福祉避難所を開設し、要介護者への介護職員等の必要が生じた場合には、乙に対して介護職員等の必要な人材の派遣を要請するものとする。
2 乙は、甲からの要請に可能な限り応じるよう努めるものとする。

(手続き等)

第3条 甲は、介護職員等の派遣について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(業務内容)

第4条 甲が、乙に対して要請する福祉避難所での業務は、身体介護や生活援助等とし、福祉避難所の施設管理者の指示のもと業務に従事するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所における要援護者への支援のため人員の派遣に要した経費について、負担するものとする。

(守秘義務)

第6条 乙は、福祉避難所における要援護者への支援のための人員派遣において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第7条 この協定は、締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第8条 この協定に定めない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月19日

(甲) 所 在 地 福島県伊達市保原町字舟橋180番地

名 称 福島県伊達市

代表者職氏名 伊達市長 仁志田 昇 司

(乙) 所 在 地 福島県伊達市靈山町掛田字岡30番地9

名 称 指定訪問介護事業所 「かあさん」

代表者職氏名 所 長 加 藤 壮 一